

第 34 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 5 月 25 日（木）午前 9 時 30 分から 10 時 9 分

2. 開催場所 研修センター 1 階東側会議室

3. 出席委員

会長	5 番	戸石 助美			
会長職務代理 委員	7 番	石堂 かよ子			
	1 番	寺田 誠	2 番	池亀 昭次	
	3 番	中里 安男	4 番	古市 道則	
	6 番	中峰 義哉	8 番	西田 暁	
	9 番	高田 照美	10 番	白川 秋信	
	12 番	小山 重和			

4. 欠席委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 26 年度第 33 号農用地利用集積計画書の一部変更に対する意見決定について

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 29 年度第 34 号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について

議案第 6 号 農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない旨を通知することの承認について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 古市 義朗

農地振興係長 河野 彰子

農地振興係主任 日高 隆一郎

7. 会議の概要

事務局 本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第 6 条により成立している

ことを報告いたします。

議長 長 ただ今から、第34回農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 長 日程第1、会議録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり。)

議長 長 異議がないようですので、私の方より指名します。(議席番号) 9番、高田 照美 委員。10番、白川 秋信 委員を指名します。

議長 長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成26年度第33号農用地利用集積計画書の一部変更に対する意見決定について、を議題にします。

事務局より議案第1号の説明をお願いいたします。河野係長。

事務局 議案第1号について説明いたします。

議案第1号は、農用地利用集積計画の一部変更(賃借権1件)について承認を求めるものでございます。

資料は2ページになります。

平成26年度第33号にて承認されました、平成26年5月30日付け公告の一部変更について、貸す人・A。借る人・Bの案件であります。

3ページは農用地利用集積変更計画総括表になります。

平成26年6月1日から平成31年5月31日の5年間を設定期間とする、畑 ●●㎡を平成29年3月1日に合意解約、理由は所有権移転のため、合意解約するものでございます。

4ページをお開きください。変更計画内訳書について説明します。

利用権設定をする者は、大阪府和泉市〇〇—×× A。利用権設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地 B。

土地の所在は、南種子町〇〇字△△××番 外1筆。

現況地目は畑、面積は2筆の合計面積 ●●㎡であります。

取消しの理由については、所有権移転のための合意解約でございます。

資料5ページに、合意解約通知書のほうを添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、承認を求めます。よろしく願いいたします。

議長 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 長 異議がないようですので、議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第1号については、原案のとおり決定いたしま

した。

議 長 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成29年度第34号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について、を議題にします。

議 長 事務局より、議案第2号の説明をお願いいたします。河野係長。

事務局 議案第2号についてご説明いたします。

議案第2号は、農用地利用集積計画の承認について、平成29年5月31日を公告日とする農用地利用集積計画(賃借権1件)を定めたいので承認を求めるものでございます。

資料9ページをお開きください。利用権設定の総括表です。

公告日は平成29年5月31日で、期間の始期を平成29年6月1日から終期が平成34年5月31日の5年間存続が1件で、畑1筆で面積が●●m²の申請であります。

10ページをお開きください。計画内訳書の説明をいたします。

貸す人が南種子町○○××番地 Cで、借る人は南種子町○○××番地 Dです。

土地の所在は、南種子町○○字△△××番 1筆。

面積は●●m²、スナップエンドウ作付けで、賃借料は口座振り込みで○○円、5年間の新規設定となっております。

なお、資料については11~12ページに添付してありますので、お目通しをお願いいたします。

利用権設定を受ける者(借る人)は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、承認を求めるものです。よろしくをお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第2号については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請(委員会許可)について、譲渡人・E、譲受人・F 外3件を議題にします。

事務局より議案第3号の説明をお願いいたします。日高主任。

事務局 13ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、所有権の移転が4件です。

整理番号1番から、資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 E さん。譲受人が、南種子町〇〇××番地 F さんです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

ほかに、同字に2筆の合計で3筆、地積合計は●●㎡です。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、14ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は18ページから添付しています。

整理番号2番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 G さん。譲受人が、南種子町〇〇××番地 H さんです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、15ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は23ページから添付しています。

整理番号3番。譲渡人が、大阪府和泉市〇〇—×× A さん。譲受人が、南種子町〇〇××番地 I さんです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

ほかに、同字に1筆の合計で2筆、地積合計は●●㎡です。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、16ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は28ページから添付しています。

整理番号4番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 J さん。譲受人が、南種子町〇〇××番地 K さんです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

所有権移転で、贈与及び名義整理によるものです。

この件につきましては、17ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は33ページから添付しています。

以上4件につきましては、5月10日の現地調査により耕作等について確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 　ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号1番・2番・4番、寺田委員。

1 番委員

1 番から説明をいたします。E さんの土地を F さんが買い受けたんですけれども、場所は△△集落で、3ヶ所ありますけれども、ほとんど同じ場所にあるというような状況でございます。そこにはF氏の茶畑、これが集中してそこにある関係で、これらを所有することによって、土地の集積が一層図られるんじゃないかというふうに思っております。

また、機械等の労力からいっても、すべての土地をフル活用できるものと思われま

す。2 番についてですけれども、こっちも△△ということで、場所的にはほとんど変わらない位置にあるんですけれども、前からGさんと交換で、土地を換えて耕作をしようということで、話をしておりましたけれども、Gさんのほうが労力的にちょっと、もう交換しても耕作できないということで、今回買い取るということで、話がついたところでございます。

まあ、そのことによって、H氏の土地がその付近に集中していくということになりますので、隣のほうもHさん所有の土地でございまして、それを合わせることによって、まあ土地の集積が図られるということで、これも個人的に農地の利用ができるというふうに思います。

それから、4 番についてですけれど、場所は△△線のところでございまして、これは現場では1枚の広い畑になっておりまして、丁度真ん中頃が、K さんの土地でございまして、これはあの親戚同士でございまして、以前から名義変更をしようということで話をしておりましたけれども、Kさんの母のほうが、もう歳を取ってきているということで、今回地籍調査が入ったことによって、境界も分かってきたということで、名義変更・名義整理という形の申請でございまして、以上でございます。

議 長
5 番委員

整理番号3番に関しては、わたしのほうより説明をいたします。

A さんから I さんに所有権の移転ということで、Aさんは、△△の人でもう30年か、40年位前に大阪に出ておったんですけれども、10年程前に夫を亡くしまして、もう現在、Aさんも歳を取ってきておりますので、今回財産整理をしたいということで、丁度、I さんのところに、後継者が来て経営拡大をもう少しやりたいということで、それで A さんとの話が出来まして、3条で所有権移転ということでございまして、以上で終わります。

議 長
議 長
議 長
10 番委員

担当者の説明が終わりました。これから質疑に入ります。

ありませんか。

(「はい。」の声あり)

はい、白川委員。

えっと、私いつも思うんですけど、大概1反ばかりの土地ですけど、これは同じ△△でありながら3分の1違うんですけど、これは譲渡人と譲受人の両者の話し合いで対価は決めているんですか。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 はい。今、白川委員のおっしゃったとおり、対価については譲渡人と譲受人、双方の協議の下で出ていますので、事務局サイドがどうのこうのということも一切なく、本人たちの申請書に記載されたとおりで受理している形です。

10 番委員 えっと、何か料金に関して農業委員会に相談みたいなものはあるんですか、事前に、対価について。

議 長 あの、白川委員。一般的にこうこう売買をしたいから、この件に関してじゃなくて、一般的に相談に来ることはあるかということですか。

10 番委員 はい、ほかの地区も含めてですね。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 はい。まあ基本的には買う方が実際に相談に来られるケースと、売りたい方が来られるケースとももちろんあるんですけど、農業委員会事務局サイドとしては、対価的なもの、1反歩どれぐらいとか、その辺について相談を受けますが、基本的に具体的な金額を出すこともないですし、あくまで双方でということで、話をしてもらっています。

10 番委員 はい、分かりました。

議 長 はい、ほかにありませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議 長 異議がないようですので、議案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第3号については原案どおり決定いたしました。

議 長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、譲渡人・L、譲受人・M を議題にします。

事 務 局 事務局より、議案第4号の説明をお願いいたします。日高主任。
39 ページをお開きください。
議案第4号は、農地法第5条の規定による許可申請について審査を求めらるもので、転用申請が1件です。
整理番号1番。譲受人が、千葉県松戸市〇〇××番地の M さん。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 L さん。
土地の所在は、〇〇字△△××番。
登記・現況地目は 畑。地積は ●●㎡ です。
転用計画としまして、地目を 宅地 に変更。
工事計画は、平成29年6月から平成29年9月までの4ヶ月。
資金は、造成費 〇〇円・建築費として居宅 〇〇円 の合計 〇〇円で、全て自己資金となっています。
転用目的としましては、一般住宅です。
転用事由の詳細としまして、「現在県外に住んでいるが、帰郷し郷里で

の住まいを確保するため」とのことです。

周囲の状況につきましては、南側に県道、北側に里道、西・東側に農地となっています。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としまして、(1) 造成計画が、盛土・切土を最高0.5m行う。(2) それに伴う被害防除策として、緩衝地を設ける。(3) 周辺農地に対しての支障対策として緑地、緩衝地を幅1.5m程度設ける。また、隣接農地への通路を確保する。(4) 用排水計画として、用水は公共上水道、雨水は自然流下、汚水処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理することとなっております。

なお、申請地は農用地区域外 及び 都市計画区域内 で、農地区分は「第1種農地」であり、許可基準は「集落接続施設」に該当すると思われ、所有権移転によるものです。

参考資料は40ページから添付しています。

なお、この案件につきましては、5月10日の現地調査において申請内容等について確認をしております。

以上で説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番、高田委員。

9番委員 今回のLさん、Mさんの転用申請についてですが、LさんとMさんは、兄弟でございます。Mさんは、千葉県松戸市におりますけれども、〇〇に入って退職し、その後千葉県松戸市のほうで、家を建てて生活をしていたようですが、2年程前に奥さんを亡くし、1人になったということで、もう81歳を迎えておられて、子供たちもいないために、郷里で余生を暮したいというような本人の希望で、Lさんの農地を一部いただいて住宅を建築したいというようなことで、今回の申請に至ったということでございます。

場所につきましては、△△から△△に下りる途中の△△展望所の上になります。道反対上になります。丁度、下り坂に入るところでございますが、この農地につきましては幾分傾斜のついた土地でございますが、これについて上のほうを宅地として、今回申請が出ております。周辺には、事務局から説明がありましたように、被害を及ぼすようなことはないものと思われれます。

余生を送るのには、最高の場所ではないかと思っ、現地を見たところでもあります。

以上、よろしく申し上げます。

議長 議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第4号について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第4号については原案どおり決定いたしました。

議長 議案第5号 農地法第2条第1項の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について、申請人・N 外1件を議題にします。

事務局より議案第5号の説明をお願いします。日高主任。

事務局 45ページをお開きください。

議案第5号は、農地法第2条第1項の規定にある農地でない旨の証明について審査を求めるもので、2件です。

整理番号1番から、資料を読み上げます。

整理番号1番。申請人及び所有者は、大阪府大阪市〇〇—××の N さん。

土地の所在は、〇〇字△△××番 ほかに同字に2筆で、合計3筆、登記地目が畑、農地台帳上の現況地目も畑。地積合計は、●●㎡です。

変更年月日については、昭和38年頃です。

現況といたしまして、『申請地は昭和38年頃より宅地及び原野として利用され現在に至っております』とのことです。

参考資料は、46ページから添付していますのでお目通しをお願いします。

整理番号2番。申請人及び所有者は、南種子町〇〇××番地の O さん。

土地の所在は、〇〇字△△××番 1筆で、登記地目が田、農地台帳上の現況地目も田。地積は、●●㎡です。

変更年月日については、平成10年以前です。

現況といたしまして、『申請地は平成10年以前より原野として利用され現在に至っております』とのことです。

参考資料は、49ページから添付していますのでお目通しをお願いします。

以上2件の内容につきましては、5月10日の現地調査において、相違ないことを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号1番、西田委員。

8番委員 はい。整理番号1番についてですが、申請人が大阪におられる N さん、だいたい高校を卒業して60年位になるんじゃないかと思っております。この方の土地が△△入口より中種子方面に〇〇がある訳ですが、あの東側地帯に当たります。今回は、〇〇××番については原野にしたいと、それと同××、同××のほうは宅地として申請したいということです。こちら

については、砂地でありますので生育が悪く、すいかとかラッキョウとかそういう作物しか育たない地帯でございます。基幹作物としては適していませんので、何卒よろしく願いたいと思います。

議 長 整理番号2番、寺田委員。

1番委員

はい。場所的には、〇〇の斜めの部分で地図を見れば分かるんですけど、周囲はほとんど住宅に囲まれているような形でございますけど、昔は水田で一帯を耕作しておりましたけれども、平成10年以降、それ以前からもう荒地、その周辺もですけど、ほとんど荒地化されているということで、基準の15年以上経過しているということで、現況もほとんど原野化しております、これを農地として利用するのは不可能な状態になってきているという現状でございます。よろしくご検討願いたいと思います。以上です。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第5号について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第5号については原案どおり決定いたしました。

議 長 議案第6号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨を通知することの承認について、対象者・P 外11件を議題とします。

事務局より議案第6号の説明をお願いします、河野係長。

事 務 局 議案第6号は、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨を通知することの承認についてです。

次の土地は、現地調査の結果、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の決定をしたいので議決を求めるものでございます。

資料は53ページからになります。

整理番号1番から整理番号10番につきましては、南種子町〇〇××番地 P 外9件です。

土地の所在は、〇〇字△△××番、畑 ●●㎡ 外11筆。地積が合計で ●●㎡ になります。

この12筆につきましては、本人からの問い合わせ等や利用状況調査の結果から再生困難な農地と判断し、既に山林化の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であると判断できる農地であります。

5月10日の現地調査において会長・高田農地部長・農地部員・職員で現地確認をしております。

今回、提案させていただきました12筆につきましては、農地への復元が困難と判断できますので議決をお願いするものでございます。

また、今回12筆の農地の所有者につきましては、既に亡くなっている

っしゃる方もおります。農家台帳の所有者を記載しておりますので、よろしくお願ひします。

以上承認を求めるものでございます。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第6号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第6号については原案どおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。